

社会福祉法人虹の会 役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人虹の会の役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会への出席報酬額等)

第3条 役員・評議員が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (日額)
理事会・評議員会出席報酬等	3,000円

2 監事が会計監査をし、かつ同一日に開催される理事会に出席し監事監査報告をしたときは、次により報酬を支払うことができる。

	監査報酬 (日額)	監査報告報酬 (日額)
監事監査報酬等	3,000円	3,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円

4 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費弁償額とする。

(役員・評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費弁償額とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	13,000 円	8,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第6条 監事及び評議員選任・解任委員を兼務する役員が、同一日に開催される理事会及び評議員選任・解任委員会のいずれにも出席した場合は、評議員選任・解任委員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交通費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000 円	実費	
理 事 報 酬 等 (日額)	8,000 円	実費	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000 円	実費	